



色眼鏡で見られないために

「労使紛争と赤穂事件」

一般社団法人 名北労働基準協会
専務理事・事務局長
特定社会保険労務士

市之瀬 高司

法改正への対応のため当協会では、企業に代わりパワーハラスメント等の労働者の相談を行う「勤労者労働総合相談センター」を設置しました。左の画像はそのご案内の表紙です。赤穂浪士の討ち入りにつながる有名な、「刃傷松の廊下(1701年)」を扱ったものです。

吉良上野介義央公は今の西尾市、吉良町に所領があったこともあり、この愛知では画像を見られ、「ご老人が乱心した浅野のお殿様に、切りつけられ気の毒だ」と思う方が多いです。

吉良のお殿様は、その後の人形浄瑠璃・歌舞伎の影響もあり、映画、ドラマではたびたびいじめ



華蔵寺(吉良家菩提寺)前の吉良公乗馬像にて

(パワハラ)を行った悪人とされてしまいましたが、地元では領民思いの温厚な名君です。

に規則違反、自らの義務を果たさない等の問題があり、企業としてその是正のため行うべき、当然の措置を取ったにも関わらず、労働者がそれを良しとせず、紛争となつたケースがあり、特にパワハラでは顕著な傾向が見られます。

神に影響を及ぼす持病があり、刃傷は通り魔的な出来事との見方もあります。

悪人、謀反人であり、赤穂眼鏡で見た吉良のお殿様も同様で、歴史の被害者かもしれません。

労働者が紛争解決機関に訴えた場合、各機関は公正な立場で労使の主張を聴取しますが、労働者側の弁護士、特定社会保険労務士、合同労組の方々は、「パワハラがあった企業、パワハラを行なった上司」として厳しく追及し、賠償、時には上司の懲戒処分まで求めます。

幕府、武士の面目を保つため当然のことであり、幕府の忠臣たる者の務めです。

実は労働の世界でも、同じようなことが起きております。当協会では年間約1万件の労働相談が会員企業から寄せられ、その4分の1は労使紛争に関するものです。

紛争となつた事情に関わらず、企業側は被告または被告的な立場で、疑いを晴らすこととなります。紛争が世に広まると、その企業は色眼鏡で見られ問答無用で悪者とされます。

この「勤労者労働総合相談センター」です。パワハラが発生を防止し、発生しても事前に社内円満に解決し、外部での大事件となり、企業が色眼鏡で見られることを防ぎます。※本誌19ページをご覧ください。

もちろん、企業側に違法行為や義務違反があった場合は、何ら弁解の余地はありません。

企業には、労働者を守る義務がありますが、一方、労働者が自社の商品、サービス、顧客、他の労働者の安全・健康・生活・命を損なう行為を行った場合、適正な方法で指導、監督を行う必要があります。

なお、吉良公史跡保存会の颯田洪会長に、吉良義央公についてお話をいただく機会を得ました。吉良のお殿様の本当の人物像は、現代のパワハラ問題の根幹にもつながることも多く、本号より3回にわたり記事を掲載いたします。

吉良のお殿様が浅野内匠頭長矩公に、いじめを行ったかは定かではありません。浅野のお殿様には精

愛知県下各労働基準協会ではパワハラ等防止対策総合サポート事業の一環として、企業の委託を受けパワハラの被害者となった労働者が相談できる、企業の外部相談機関「勤労者労働総合相談センター」を令和2年1月より開設しました。

このセンターは、愛知県下各労働基準協会の関連機関となる社会保険労務士法人愛知労務管理コンサルティングが実施機関となります。労働基準協会が設置した相談機関であり、労働者も安心して相談することができ、パワハラ問題等を重篤事件に発展させないことが目的です。

もし、元禄の世にこの相談センターがあったら、浅野内匠頭が相談し上野介のパワハラが止まり、刃傷松の廊下と赤穂浪士討ち入りも防ぐことができました。

ぜひともご活用いただきますようお願いいたします。



1. 相談センター活用によるパワハラ等の解決

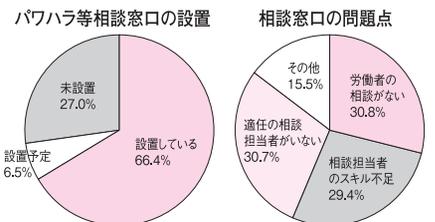


2. 充分機能していない企業のパワハラ相談窓口

企業内の相談窓口は労働者には安心して相談ができず、相談担当者の相談スキルも高くないことが多く、相談者が少なく、パワハラ等の防止対策を充分果たしていないのが現状です。

各種紛争解決機関、弁護士、合同労組等に申し立て・相談を行い支援を求めることも多く、その場合は決死の覚悟であることが大半で退職を決意しており、そのため企業への要求も激しいものとなります。パワハラの被害者、行為者、企業にとって不幸な結果となることが大半です。

パワハラ等を防止し円滑な労使関係を築くためには、労働者の信頼を得て利用しやすい相談体制を取ることが不可欠で、今、労働者が相談しやすい企業の委託を受けた、外部の相談機関の活用が増えております。



令和元年6・7月 名北労働基準協会調査 458件

既に相談窓口を設置済みの企業の外部相談窓口(セカンドオピニオン)としても有効です

3. パワハラ等防止対策総合サポート事業

相談対応以外にも現在会社で実施中の措置に合わせて、下記の事業を組み合わせでご活用いただけます。

- (1)初期コンサルティング (2)実態調査の実施 (3)ルール等の周知 (4)社員研修 (6)相談事例・事実関係確認
- (7)相談事例への対応 (8)再発防止対策の構築

4. 委託費用

サポート内容	費用											
サポートC 非正規労働者を含む社員数ごとの年間委託費用です	タ(5)相談活用セン	10名未満	30名未満	50名未満	100名未満	150名未満	200名未満	250名未満	300名未満	350名未満	400名未満	450名未満
		19,200円	22,800円	27,600円	37,200円	48,000円	58,800円	63,600円	72,000円	80,400円	88,800円	94,800円
		500名未満	600名未満	700名未満	800名未満	900名未満	1000名未満	1500名未満	2000名未満	3000名未満	4000名未満	4000名以上
		106,800円	115,200円	123,600円	132,000円	136,800円	142,800円	164,400円	181,200円	198,000円	214,800円	230,400円
サポートA ※初年度のみ	(1)初期コンサルティング (2)実態調査の実施 (3)ルール等の周知			100,000円	サポートB (4)社員研修	50,000円			サポートD ※発生時のみ (6)相談事例・事実関係確認 (7)相談事例への対応 (8)再発防止対策の構築			80,000円

お問い合わせ：当協会 事業企画推進部 tel 052-961-3655 fax 052-961-9635 Email:roumu@meihokurouki.or.jp